

等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

（令和2年4月1日現在）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人数	割合	職制上の段階	人数	割合
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	38人	12.9%	主事級	38人	12.9%
2級	知識又は経験を有する主事又は技師の職務	41人	13.9%	主事級	41人	13.9%
3級	1 係長の職務 2 高度な知識又は経験を有する主事又は技師の職務	93人	31.5%	主事級	70人	23.7%
				係長級	23人	7.8%
4級	1 課長補佐の職務 2 高度な知識又は経験を有する係長の職務	56人	19.0%	係長級	24人	8.1%
				課長補佐級	32人	10.8%
5級	1 課長の職務 2 高度な知識又は経験を有する課長補佐の職務	53人	18.0%	課長補佐級	19人	6.4%
				課長級	34人	11.6%
6級	1 部長の職務 2 高度な知識又は経験を有する課長の職務	8人	2.7%	課長級	7人	2.4%
				部長級	1人	0.3%
7級	部長の職務	6人	2.0%	部長級	6人	2.0%
合計		295人	100.0%		295人	100.0%